$\bigcirc$ 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号)

(定義等)

第二条 (略)

8 この法律において「粉じん」とは、 物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、 又は飛散する物質をいう。

9 めるものをい この法律において「特定粉じん」とは、 V) 「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定

10 • 11 (略)

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築

材料で政令で定めるもの(以下「特定建築材料」という。)が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、

その作業の場所から排出され、 又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

13 • 14

(略)

○ 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号)

(特定粉じん)

第二条の四 法第二条第九項の政令で定める物質は、石綿とする。

第三条・第三条の二(略)

(特定建築材料)

第三条の三 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。

(特定粉じん排出等作業)

第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

築物で延べ面積が五百平方メートル以上のもの(次号において「特定耐火建築物等」という。)を解体する作業であつて、その 対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるもの 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建

特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合

計が五十平方メートル以上であるもの

 $\bigcirc$ 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(平成九年一月二十四日政令第六号)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、 平成九年四月一日から施行する。

2 ける当該作業については、法第十八条の十七及び第十八条の十八の規定は、適用しない。 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の大気汚染防止法施行令第三条の四各号に掲げる作業が行われている場合にお (経過措置)